

図説 今後の税制改正の行方

制度調査部

吉井 一洋

検討テーマとスケジュール

【要約】

政府の税制調査会は、9月21日に、2005年度以降の税制改正に向けた議論を開始した。

主要なテーマは、金融所得課税の一体化、定率減税の縮減、三位一体改革に伴う所得税から個人地方税への税源移譲、所得控除の縮減、消費税率の引上げなどである。

さらに、ロシアの京都議定書の批准を踏まえ、当初予定のなかった環境税も11月中旬に一度審議する予定である。

政府税調は11月24～25日頃に2005年度税制改正の答申をまとめる予定である。

1. 基本的方針

毎年の税制改正は、以下のスケジュールで行われる。

政府の税制調査会（以下「政府税調」という）が基本的な方針を11月下旬から12月中旬までに答申としてとりまとめる。

これに沿って与党が税制改正の具体的な内容を12月中旬に税制改正大綱としてとりまとめる。大綱の内容に従った法案が翌年の通常国会に提出され、3月下旬に可決・成立する。

政府税調は9月21日に、2005（平成17）年度税制改正に向けた議論を開始した。2005年度の税制改正も、2004（平成16）年度税制改正と同様に、以下の基本的方針に沿って検討されている。

経済の活性化

2010年初頭のプライマリーバランス黒字化

増税 ・ 所得税の機能回復
・ 消費税の役割向上

「国から地方へ」の徹底

政府税調が2002年6月に公表した「あるべき税制の構築に向けた基本方針」や2003年6月に公表した「少子・高齢社会における税制のあり方」では、構造改革を推進し経済の活性化を図るため、「個人や企業の自由な選択を妨げない経済活動に中立的で歪みのない税制」をめざす、「経済社会の構造変化に対応しきれず、税負担の歪みや不公平感を生じさせている税制上の諸措置の適正化を図る」、「納税者にとってわかりやすい簡素な税制」をめざすといった方針を示している。2005年度税制改正でもこの方針は維持されると思われる。

さらに、国と地方を合わせた長期債務残高が約700兆円に達するという危機的な財政状況に対応するため、「少子・高齢社会における税制のあり方」や2004年度税制改正でも示された2010年代初頭でのプライマリーバランスの黒字化という目標も引き続き維持されている。そのため、

2005 年度税制改正では、所得税の基幹税としての機能回復や消費税の役割向上が議論の中心となっている。

「国から地方へ」の考え方を徹底するため、地方分権の推進と地方税の充実確保を図るという方針も引き続き維持されている。

2. 検討テーマ

具体的な検討テーマのうち、主要な項目と当初想定されていたタイムスケジュールを示すと次のとおりである。

2005 年度改正	(1) 金融所得一体課税 (2) 定率減税の縮減
2006 年度まで	(3) 三位一体改革
2006 年度以降	(4) 所得控除の見直し
2007 年度	(5) 消費税率の引上げ
その他	(6) 法人課税、環境税他

金融所得課税一体化については、政府税調の石会長は、当初は 2005 年 4 月からの段階的な実施を目指す方針を示していたが、最近では、2005 年 4 月からの実施は困難との見方が強くなってきている。

昨年(2003 年)12 月に公表された自民党の 2004 年度税制改正の大綱では、以下の方針が示されている。

- ・ 2005 年度、2006 年度に定率減税の縮減・廃止、国・地方を通じた個人所得課税の抜本の見直しを行い、基礎年金の国庫負担割合引き上げの財源を確保する(2007 年度から 2009 年度にかけて、現行の 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げられる)。
- ・ 三位一体改革により、2006 年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行う。
- ・ 2007 年度を目途に、消費税を含む抜本的な税制改革を実現する。

このうち個人所得課税の抜本の見直しは、所得控除の見直しなど課税ベースの拡大が中心となると思われるが、政府税調の石会長は所得税から個人住民税の税源移譲の議論が終わった後、2006 年度税制改正から 4~5 年かけて実施することになるのではないかと考えを示している。

以下(1)から(6)のそれぞれの項目について述べる。

(1) 金融所得課税の一体化

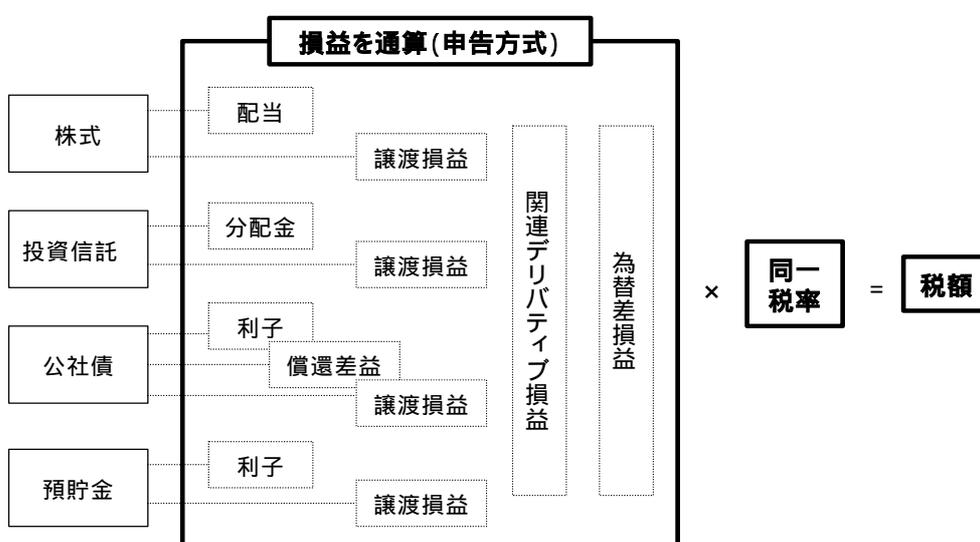
金融所得課税一体化とは

商品・所得の種類ごとに異なる複雑な税制
「貯蓄から投資へ」
簡素でわかりやすい、中立性のとれた税制
投資リスクの軽減
(1) 金融商品間の課税方式の均衡化
(2) 損益通算の範囲拡大

現行の証券・金融税制は、商品や所得の種類ごとに税率や課税方法が異なる複雑な税制となっている。株式などのリスク商品の場合、利益には課税される一方で、株式譲渡損などについては、他の所得との通算が制限されているため、リスクを負った投資を行いにくい税制となっている。

金融所得課税の一体化とは、個人の金融資産を「貯蓄から投資」へシフトさせることを通じて経済を活性化させるため、証券・金融税制を簡素でわかりやすく、金融商品間で税負担の差が生じない中立的な税制、現行の税制よりも投資リスクが軽減された税制に改めるというものである。具体的には金融商品間の課税方式の均衡化を可能な限り図り(即ち、税率や課税方法を可能な限り揃え)、株式譲渡損などの通算の範囲を金融所得内で可能な限り拡張していく。具体的なイメージは下図のとおりである。

金融所得課税一体化イメージ図



金融所得課税一体化に向けた論点

一体化、損益通算の範囲
 現行の優遇税率 10%の維持
 配当二重課税の調整
 損益通算の手法(納税方法)
 ・特定口座では限界 選択的番号制
 ・システム投資(株券不発行等)の問題
 2005年4月からの一部実施は困難

a. 一体化、損益通算の範囲

金融所得課税の一体化に関しては、政府税調では今年6月に公表した「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」で20%の申告分離課税に揃える方針を示している。一体化の対象として以下を限定列举している。非上場株式や大口株主の配当、先物・オプション取引、商品ファンド、商品先物などは一元化の対象に挙げていない。

株式の譲渡損益 上場株式(大口株主を除く)の配当金
 公社債・公社債投資信託の譲渡益(支払調書まで含めた発行者・金融機関のシステム構築が条件)
 公社債・公社債投資信託、預貯金の利子(支払調書制度の整備が条件)
 外貨預金の為替差益(支払調書制度の整備が条件) 金融所得類似の保険収益

損益通算については、さらに限定的で、認める方向性を明確に示しているのは、株式譲渡損益と公社債譲渡損益、上場株式の配当と譲渡損失、公募株式投資信託の収益分配金と譲渡損失、株式譲渡損失と利子所得との間の通算だけである。さらに株式譲渡損と利子との通算には、支払調書制度の整備、官民の事務負担、税収減の影響も考慮すべきとしており、先送りの方向性を示している。

加えて、譲渡損失と利子・配当などの経常的利益の通算には金額の上限を設ける旨を示している。石会長は、米国の例に習い、30万円が目安になる旨を述べている。

b．現行の優遇税率 10%の維持

政府税調は、金融所得の税率として 20%を想定している。しかし、現在、上場株式等や公募株式投資信託の譲渡益については 2007 年末、上場株式等の配当や公募株式投資信託の分配金は 2008 年 3 月末まで 10%の軽減税率が適用されている。

政府税調は、異なる税率の所得間の損益通算は認めない方針を示している。この方針に従えば、株式や公募株式投資信託の譲渡損益、配当・分配金に 10%の軽減税率が適用される間は、利子所得を始めとする税率 20%の他の金融所得との損益通算は認められないことになる。即ち、優遇税率がある間は、株式から預貯金まで含めた一体化は無理であるということになる。これに対し、経済産業省や金融庁は、税率が異なる金融所得間でも損益通算を認めるよう要望している。

証券界は、10%の軽減税率を直接金融の確実な定着まで継続するよう要望している。一体化して税率が預貯金等と同じ 20%に引き上げられ、損益通算もわずか 30 万円程度に限定されるのであれば、10%の優遇税率の適用延長を求めた方がよいとのスタンスに転じつつある。金融庁も 2012 年まで 10%の優遇税率を適用するよう要望している。

c．配当二重課税

配当の場合、法人の段階で一旦課税され、さらに課税後の利益から株主へ分配する際に課税されるという二重課税の問題がある。したがって、単に税率を揃えるだけでは、実質的な税負担の均衡は図られないことになる。

配当二重課税を調整しつつ、金融所得間での一体化を図る最もよい方法は配当を発行法人の段階で損金に算入する方法である。しかし、政府税調では、むしろ、20%の申告分離課税と配当控除が可能な総合課税との選択制（即ち、一体化の対象とするか配当控除を適用するかを選択制）を検討しており、配当二重課税を調整した上で一体化するという考えは念頭にはない模様である。

d．納税方法

金融所得課税の一体化を実現する方式としては、これまでは次の二つが検討されてきた。

納税者番号制度を利用して各納税者が確定申告する（納税者番号方式）

納税者が各金融機関に開設する特定口座において金融機関が納税額を計算し、納税代行を行う（特定口座拡張方式）

今年 6 月に政府税調が公表した「基本的考え方」では、金融商品の損益通算のメリットを得ようとする納税者が選択的に番号を利用できるという選択制の金融番号制度を導入する方向性が示されている。一体化を一部先行実施し、その後対象を拡大していく方法で一体化を推進する場合も、将来利子が損益通算の対象となることをにらみ、金融番号制度は当初（一部先行実施）の段階から導入する考え方を示している。これに対し、金融庁は の方法だけでなく、 の特定口座の適用対象を拡張していく方式の利用を望むものはそれも認めるという案を要望している。

しかし銀行業界、証券業界、保険業界などが実務的な検討を行ったところ、各方式について次のような点が明らかになった。

納税者番号方式

- ・申告内容が正確かを、支払調書と申告書を名寄せ・照合して確認するためには納税者番号制度が必要だが、(とりわけ下記のように特定口座方式が不完全なので特定口座でなく確定申告する納税者が多くなるとすれば) 2005年4月までにシステム開発するのは困難である。

特定口座拡張方式

- ・納税者が複数の金融機関と取引を行えば、金融機関は自社と行った取引しか把握できないので納税代行機能は機能しない。納税者は特定口座があっても確定申告が必要になる。例えば株の現物に限っても、普段の取引証券会社でなく、発行会社の幹事証券会社を通じてIPOに応じれば、納税者は確定申告が必要になる。
- ・預貯金と株式とがともに特定口座の対象となっても証券会社は預貯金を扱えず、銀行は株式が扱えないのだから、通常、損益通算という特定口座のメリットはなくなる。
- ・株式の譲渡損と配当の損益通算も同じ問題である。証券会社は株式の譲渡代金については投資家が受け取る際に仲介をするが配当は仲介をしない。銀行は投資家が譲渡代金を受け取る際に仲介をしない(証券仲介業の場合も、口座は証券会社に設けることを想定している)が配当を受け取る仲介をする。つまり株式譲渡損と配当が損益通算できることになっても普通は特定口座でこの恩恵に浴することはできない。
- ・現在でも特定口座を提供している証券会社は3分の2に過ぎない。特定口座には開発費用、運営費用がかかるからである。特定口座が損益通算の対象とする商品の種類が広がればそれだけ開発費・運営費も大きくなり、その負担に耐えられない中小証券会社、中小金融機関は特定口座を利用することができなくなる。
- ・特定口座では、全ての投資家の全ての取引を完全にカバーすることはできない。損益通算に当たり確定申告が必要となる投資家は必ず存在する。したがって、納税者が自主的に確定申告するためのシステム(即ち、選択的な金融番号制度のためのシステム)も、特定口座の拡張とは別に開発・運営しなければならず、二重の投資が必要となる。

加えて、証券会社は税制関連以外に株券不発行制度の導入に備えたシステム投資も控えている。

e . 2005年4月からの一部実施は困難

一体化の対象となる金融所得全てについて2005年度から課税方法や税率を揃えるのは困難である。そこで石会長は、2005年度から段階的に実施していく考えを示していた。例えば、税率が同じ10%である株式譲渡損と配当などは2005年4月から損益通算を認め、その後、段階的に一体化の対象を他の金融所得に拡大していく方針であった。しかし、株式譲渡損と配当の一体化だけでも、d . で述べたような様々な問題があり、2005年4月からは困難であることが明らかになってきたため、政府税調は2005年4月からの実施は見送る方向で検討している。

いつまで実施を見送るかについては、結論は出していない。石会長は、何年も先送りするのではなく、可能となった時点でできるだけ早く実施したいとの考え方を示しており、2005年4月は無理でも、10月など年途中での実施の可能性もある旨を示唆している。

株式譲渡損と配当の損益通算から実施して行くこととした場合、 の特定口座方式での対応は、配当金受け取りの仕組み自体を見直さなければ無理であるため、 の番号制度によることになると思われる。しかし、預貯金の利子は源泉分離のまま、株式関連の取引についてだけ、選択制とはい

え、番号制度を導入することには抵抗を感じる証券業者もいるようである。

一部では、一体化は、金融機関や税務当局が預貯金の利子も含めた番号制度による申告納税に対応するシステムを整え、証券会社の株券不発行制度への対応が完了した後に、金融商品全般について一斉に行うべきとの意見も出てきている模様である。

(2) 定率減税の廃止

定率減税とは

- ・ 所得税額の 20% (上限 2 5 万円)
- ・ 個人住民税額の 15% (上限 4 万円)

減税規模 年間 3.3 兆円

2 0 0 5 年、2 0 0 6 年で撤廃へ

定率減税とは、1999 年度 (平成 11 年度) の税制改正により導入された個人の所得課税の減税措置である。所得税においては本来の税額の 20% (上限 25 万円)、個人住民税においては同 15% (上限 4 万円) を税額から控除するものである。減税規模は年間で 3.3 兆円程度である。

昨年 12 月に公表された自民党の税制改正大綱では、定率減税を 2005、2006 年度の改正で縮減・撤廃するとの方向性が示されている。

政府税調も、定率減税を 2006 年 1 月以降に縮減・廃止する方向で議論している。2005 年度改正により 2006 年 1 月から減税幅を半減させ、2006 年度改正により 2007 年 1 月から全廃することを想定している模様である。ただし、実施時期の景気の動向によっては、縮減・廃止を先送り可能性も示している。

定率減税廃止の影響を、給与収入ごとに示すと下表のようになる。

定率減税廃止の影響

(単位 : 万円)

給与 収入	夫婦子供2人			夫婦のみ		
	現在	廃止後	増税額	現在	廃止後	増税額
300万円	0.8	0.9	0.1	11.0	13.4	2.4
500万円	16.0	19.5	3.5	28.7	35.0	6.4
700万円	37.7	45.9	8.2	55.2	67.2	12.0
1,000万円	95.2	113.0	17.8	119.2	141.0	21.8
1,500万円	235.8	264.8	29.0	276.3	305.3	29.0

出所:財務省試算

(3) 三位一体改革

三位一体改革とは

- 国から地方への補助金の削減 (4 兆円)
- 国から地方への税源の移譲 (3 兆円)
- 地方交付税の削減

所得税とは切り放した独立した税制に改めることも視野に入れて検討する模様である。現行の個人住民税では、所得税とほぼ同様の所得控除を認めているが、石会長は、個人住民税については例えばこれを基礎控除のみに減らし、課税ベースを所得税よりも広くすることなども検討課題となる旨を述べている。

(4) 所得控除の見直し

2004 年	配偶者特別控除の縮減
2005 年	公的年金等控除の縮減、老年者控除の廃止

個人所得課税の抜本の見直し（2005～6年度）

給与所得控除等、社会保険料控除の見直し

人的控除の見直し

- ・世帯ベース 個人ベース
- ・配偶者控除の見直し
- ・扶養控除の整理（少子・高齢化への対応）

所得税については、所得控除などの縮減による課税ベースの拡大がテーマとなる。

既に 2004 年からは配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして控除されていた部分が廃止されており、2005 年からは老年者控除（50 万円）の廃止、65 歳以上の高齢者への公的年金等控除の減額が実施されることが税法の改正により決定している。

今後は、給与所得控除、社会保険料控除、人的控除の縮減が検討されるものと思われる。政府税調が 2002 年 6 月に公表した「あるべき税制の構築に向けた基本方針」や 2003 年 6 月に公表した「少子・高齢社会における税制のあり方」では以下の点が課題として挙げられている。

- ・給与所得控除については、給与総額の 3 割を占めるに至っており、上限を設けるなどその縮減を図る。その一方で、給与所得者が自分で確定申告して実際の経費を控除する実額控除の機会を増やす。退職所得控除も就労や退職金支給の実態を踏まえ見直す（縮減する）。
- ・社会保険料控除については、社会保険料が増加すれば控除額も増加するため、公的年金の保険料の控除などに上限を設けることなどを検討する。
- ・人的控除については、世帯構成の多様化を踏まえ、世帯中心の視点でなくから個人中心の視点で見直す。共稼ぎよりも専業主婦（夫）を優遇する配偶者控除を見直す。扶養控除は、少子・高齢社会における子育ての重要性を踏まえ児童など真に社会として支えるべき者に関する控除に集中する。

人的控除について、2004 年 10 月 8 日の政府税調の資料では、次の 3 つの考え方が示されている。

- ・基礎控除は現行のままで配偶者控除と扶養控除を合わせた家族控除を創設する
- ・基礎控除を拡充し、配偶者控除は廃止する。扶養控除は児童及び老齢の親族のみを対象とする（現行の扶養控除では扶養されていれば成年であっても控除される）。
- ・基礎控除を拡充して配偶者控除は廃止する。児童の扶養については税額控除（所得ではなく税額から控除）を設ける。

自民党が昨年 12 月に公表した 2004 年度の税制改正大綱では、個人所得課税の見直しを 2006 年度までに行うとしていた。これに対し、政府税調の石会長は、所得税から個人住民税への税源移譲の

内容に関する議論が終わった来年秋以降に、所得控除の見直し等による課税ベースの拡大を議論し、2006年度税制改正から4～5年をかけて実施していく考えを示している。

(5)消費税率の引上げ

小泉首相任期終了後（2007年度）の実施に向け
今秋から検討を開始

検討テーマ

- 税率・・・10%以上？ 複数税率？
- 仕入税額控除
 - ・みなし仕入率
 - ・インボイス方式の導入

小泉首相は自分の任期中は消費税の税率は引き上げないと公約しているが、任期は2006年9月である。したがって、2007年以降に消費税率を引き上げることは問題ない。自民党が昨年12月に公表した2004年度の税制改正大綱では、2007年度を目途に消費税を含む抜本的な税制改革を実現する旨を述べている。政府税調では、2007年度の消費税率引上げをにらみ、既に消費税に関する議論を開始している。

消費税に関する論点としては、次の点が挙げられる。

- ・税率の水準。少なくとも10%以上にすることを想定しているものと思われるが、一度に10%以上に引き上げることが可能かどうか、今後、議論されるものと思われる。
- ・税率を引き上げた場合、例えば、食料品などに軽減税率を設けるかどうかについては、政府税調は否定的である。仮に軽減税率を設けるとしても、それは消費税率が欧州並み（15%～25%）になった場合の話であり、税率が10%台前半の場合には軽減税率を設けない方向で議論がされている模様である。
- ・消費税は売上げに課された消費税から仕入れに課された消費税を控除（仕入税額控除）した残額を納付する。現行制度では、仕入税額控除を行うためには、納税者の課税仕入れ等を記載した帳簿の保存と取引相手が発行した請求書等の取引事実を証明する保存が求められている。現在のような単一税率の場合は、これで対応が可能だが、軽減税率を導入し、税率が複数になった場合、仕入先から税額が記載された請求書（インボイス）を提出してもらわないと、実務上の対応が困難である。したがって、軽減税率を導入するためには、インボイスの導入なども検討する必要がある。
- ・現行消費税は、課税売上高5,000万円以下の事業者の場合、簡易課税制度が適用されている。課税売上げに課される消費税に業種ごとに定められたみなし仕入率をかけて算出した金額を、課税仕入れに課される消費税額とみなして控除できる。みなし仕入率が実際の仕入率より高ければ、実際に支払った税額よりも多くの税額が控除できるという益税問題は、依然として残っている。簡易課税制度の適用対象となる課税売上高はこれまでも引き下げられてきたが、消費税全般の見直しの際には、再度課題となる可能性がある。

(6)法人課税・環境税ほか

法人課税

LLP（有限責任事業組合）、LLC（合同会社）

人材投資促進税制

企業年金資産の特別法人税の撤廃

環境税

自己株式取得のみなし配当課税凍結の延長

法人課税

法人課税に関しては、経済産業省や日本経団連が日本版LLP（有限責任事業組合）やLLC（合同会社）に関する税制措置、人材投資促進税制の創設を求めている。

- ・LLPとは、出資者が出資額の範囲でのみ責任を負う有限責任の組合をいう。欧米で最近普及しており、通常は、組合に生じた利益については組合段階の課税は行われず、構成員の所得として課税される。わが国では経済産業省が導入のための法案を2005年度に提出する予定である。
- ・LLCも同様の制度だが、組合ではなく会社組織であり、わが国では2005年度の会社法現代化のための商法改正により、「合同会社」という名称で導入される予定である
- ・いずれも、欧米の例を見ると、税制上は組合や会社段階で課税を行わず、構成員の段階で課税が行われる仕組みが導入されている。経済産業省や日本経団連は、日本版LLPやLLCにも、同様の措置をとるよう要望している。
- ・人材投資促進税制とは、競争力強化のための人材育成費用について税額控除等を認めるという者であり、これも経済産業省と日本経団連が要望している。

しかし、政府税調では、法人課税の見直しは、2005年度税制改正の主要なテーマとはしていない。LLP、LLCや人材投資優遇税制についても現在のところ議論はしていない。これまでの議論では、公益法人やNPOの課税などが議題にあがったが、これらも2005年度税制改正での対応は考えていない。公益法人改革に関しては、年内に行政改革担当大臣の私的諮問機関である「公益法人制度改革に関する有識者会議」の報告書が出る予定であり、公益法人課税にの議論は、報告書を待って、2005年に入ってから本格的に開始する予定である。

2005年に法案が提出される会社法現代化のための商法改正では、合併、分割、株式交換等の際に株主に交付する対価が柔軟化される予定である。これに伴う組織再編税制の見直しについても、政府税調では、現段階では、議論されておらず、2006年度税制改正で本格的に議論されるものと思われる。

企業年金の特別法人税

企業年金の積立金（元本＋運用益）に対しては、1.173%の特別法人税を毎年課税することとされている。ただし、1999年度以降課税が凍結されている。この課税凍結の期限が2005年3月末に到来する。日本経団連では、これを機会に、特別法人税そのものの撤廃を要望している。しかし、政府税調の石会長は、凍結期間の延長については議論が必要だが、廃止については抛出・運用・受益を含めた年金課税全体の中で議論すべきとの考え方を示している。

環境税

環境税に関しては、環境省から具体的な要望内容が示されていなかったことから、当初は議論の対象とは想定していなかった。しかし、ロシアが京都議定書の批准を決定し、来年1月にも京都議定書が発効することになったため、にわかに注目されるようになってきた。

京都議定書は、わが国に対しては温暖化ガスの排出量を2008年から2012年に、1990年比で6%削減するように求めている。しかし、2002年度の排出量は、逆に1990年比で7.6%増加している。そのため、環境省では目標達成のための手段として環境税の導入を要望している。

昨年(2003年)8月に環境省の中央環境審議会の下部委員会である「中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 地球温暖化対策税制専門委員会」から「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案～」が公表されている。この報告書では、炭素1トン当たり3,400円の環境税を課し、その税収9,500億円に相当する補助金を投じて温暖化対策を講じれば、京都議定書の目標は達成できるとの試算を示している。環境省は、さらに10月21日に同じ委員会で、炭素1トン当たり3,600円(1世帯あたり年間4,950円)の環境税を課し、その税収1.1兆円全てを温暖化対策に用いた場合は、京都議定書の目標を達成できるとの試算を提出している。

環境省は上記の試算を踏まえた環境税の案を11月中旬に政府税調に示す。政府税調もこれを受けて環境税の議論を1回で集中審議する予定である。

環境税の導入については、日本企業の国際競争力を損なうとして、経済産業省や日本経団連は強く反対しており、議論の先行きは予想できない。

自己株式取得のみなし配当課税凍結の適用延長

発行会社が自己株式を公開買付けで取得する場合、買付けに応じた株主には、本来であれば、譲渡益課税とみなし配当課税が行われる。しかし、個人株主については、2005年3月末までみなし配当課税の適用が凍結されている。この凍結の適用期限延長が証券界や経済界、経済産業省などから要望されている。

酒税

政府税調では、酒税についても、現行の原料と製法により10品目に分けて課税する方法では、技術革新などに対応できないとの考えから、来年の秋以降、本格的な見直しの議論に着手したいとの考え方を示している。